

市・県民税と所得税

3月15日までに 申告手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次のとおり3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

●受付期限 3月15日(木)

●受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時(公民館などでの受け付けは午後3時まで)

*午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了すること

もあります

●会場

○市・県民税の申告：下表のとおり

○所得税の確定申告：①成田税務署特設会場(成田ニュータウンセンタービル4階・午前9時～午後5時、駐車場はありません)②下表の申告会場。ただし次に該当する人は税務署特設会場で申告してください

- ・分離課税となる譲渡所得のある人
- ・事業収入、不動産収入が500万円以上の人
- ・青色申告をする人

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。

申告会場

受付期日	会場	受付時間
3月15日(木)まで (土・日曜日を除く)	市役所6階中会議室 下総・大栄支所2階会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月1日(木)	豊住公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月2日(金)	八生公民館	
3月7日(水)	中郷公民館	
3月8日(木)	三里塚コミュニティセンター	

市議会議員選挙

立候補を予定している人は 説明会へ

4月22日(日)に成田市議会議員選挙の投票が行われる予定です。この選挙に立候補を予定してい

※くわしくは市税務課(☎20-11513)または成田税務署(☎28-15151)へ。

都市計画の決定・変更

関係図書を縦覧します

線引きの見直し(市街化区域と市街化調整区域の変更)に伴う都市計画の決定、変更が2月23日に告示されましたので、関係図書を縦覧します。

●内容 ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)、②区域区分の変更(県決定)、③都市再開発の方針の変更(県決定)、④用途地域の変更(県決定)、⑤高度地区の変更(市決定)、⑥道路の変更(県決定)。

る人を対象に「立候補予定者説明会」を次のとおり開催しますので、該当する人は出席してください。
●日時 3月6日(火) 午後1時30分から
●会場 市役所6階大会議室
●対象 立候補予定者または代理人(1候補者に付き2人まで)
●持参するもの 筆記用具

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-11111内線3152)へ。

3月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
3月5日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時
3月6日(火)	並木町(沢山)地区	翌午前5時
3月7日(水)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

市決定、⑦地区計画の決定(市決定)

●場所 市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁7階・県決定案件のみ)

※くわしくは市都市計画課(☎20-11560)または県都市計画課(☎043-223-13376)へ。